

議員提出議案第10号

奨学金制度の充実を求める意見書

独立行政法人日本学生支援機構による奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な学生等を対象に援助を行う貸与型の奨学金制度で、奨学金には、無利息の第一種奨学金（以下「第一種」という。）と年利3パーセントを上限とする利息付きの第二種奨学金（以下「第二種」という。）があります。平成25年度の貸与実績は、第一種が約42万7,000人、第二種が約91万2,000人となっています。

しかしながら、近年、奨学金の被貸与者及び貸与金額が増加する中で、長引く不況や就職難などから大学等を卒業しても奨学金の返還ができず、生活に苦しむ若者が急増しており、平成25年度の返還延滞者数は約33万4,000人、返還期限を過ぎた未返還額は過去最高の約957億円となっています。

同機構は、返還が困難な場合の救済制度として、返還期限猶予、返還免除、減額返還などの措置を設け、平成24年度からは無利息の第一種に「所得連動返還型無利子奨学金制度」を導入しています。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引下げを実施しています。しかし、これらの救済制度は要件が厳しく、特別の事情がある場合を除き返還期限猶予の期間の上限が10年間であるなど、様々な制限があることに対し問題点が指摘されています。

よって、国においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学業に専念できるよう、奨学金制度の充実に関し、以下の事項に取り組むことを強く求めます。

- 1 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設するとともに、高校生を対象とした給付型奨学金制度の拡充を促進すること。
- 2 収入が一定額を超えた場合に、所得に応じた金額を返還できる所得連動返還型の奨学金制度を着実に実施すること。
- 3 高等学校・大学等の授業料の減免制度の拡充を促すとともに、無利息の奨学金制度を更に充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月17日提出

提出者 さいたま市議会議員 中山 欽 哉

| | | |
|-----|-----------|-------|
| | 同 | 高野秀樹 |
| | 同 | 高橋勝頼 |
| | 同 | 山崎章 |
| | 同 | 添野ふみ子 |
| 賛成者 | さいたま市議会議員 | 桶本大輔 |
| | 同 | 高柳俊哉 |
| | 同 | 小森谷優 |
| | 同 | 加川義光 |
| | 同 | 土井裕之 |